

本庄市新型コロナウイルス感染症対応施策(概要)

1 施策の基本的な考え方

本庄市新型コロナウイルス感染症対応施策については、ウイルスの感染拡大を防止するとともに、地域経済や住民生活等、本当に困っている市民を支援するために、市民生活、事業者支援、教育環境及び教育活動支援の3つの分野に対して、実情に応じた包括的かつ、きめ細やかな事業を展開することで、市民生活の安定と経済活動・教育活動の早期回復を図るために実施する。

重点的・優先的に取り組む事業

- ① 市民生活支援策
- ② 事業者支援策
- ③ 教育環境・教育活動支援策
- ④ その他、感染症拡大防止物品の購入等

2 予算規模

区 分		事 業 費
事 業 総 額		約88億5,970万円
(財源内訳)		
国 庫 補 助 金	特別定額給付金補助金	約78億4,360万円
	子育て世帯への 臨時特別給付金補助金	約9,800万円
	新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金	約2億3,430万円
一 般 財 源		約6億8,380万円

3 実施事業

重点施策

1

市民生活支援策

◇全世帯への支援

特別定額給付金（事業費：約78億4,360万円）

※4月30日専決処分

事業の概要

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、市民1人あたり10万円を給付。

発送：5月20日（水）

対象世帯：34,818世帯

申請開始：5月21日（木）※オンライン申請は5月1日（金）

申請期限：令和2年8月21日（金）まで（当日消印有効）

対象

令和2年4月27日において、本庄市の住民基本台帳に記録されている方

問い合わせ先：特別定額給付金コールセンター：電話 0495-25-1162

◇子育て世帯への支援

1. 子育て世帯への臨時特別給付金（事業費：約9,800万円）

※5月14日臨時議会議決

事業の概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、対象児童一人あたり1万円の臨時特別給付金（一時金）を支給します。

支給日：令和2年7月10日（金）：個別の申請等は不要。

対象

令和2年4月分の児童手当受給者及び令和2年3月分の児童手当受給者のうち、支給対象児童が中学校終了により受給資格が消滅した方

※特例給付による受給者は対象外

問い合わせ先：子育て支援課：電話 0495-25-1130

2. ひとり親家庭等支援給付金支給事業（事業費：約 1,800 万円）

※5月22日専決処分

事業の概要

令和2年5月1日現在で本庄市に住民記録があり、本庄市から令和2年4月分の児童扶養手当の支払がある者（ひとり親家庭等）に3万円の給付金を支給。

支給予定：6月30日（火）：**個別の申請等は不要。**

対象

対象世帯：約 600 世帯（児童扶養手当受給世帯）

問い合わせ先：子育て支援課：電話 0495-25-1130

3. 出産祝金支給事業（事業費：約 1,650 万円）

※5月22日専決処分

事業の概要

国の特別定額給付金の基準日（4月27日）を過ぎて出生した新生児を対象に、子の健やかな成長を願うとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減及び少子化対策を図ることを目的として、新生児ひとりにつき3万円を支給。

※本事業は、来年度以降においても、本市の少子化対策事業の一環として継続する。

申請開始：6月1日（月）

申請期限：出生の日から1年以内

対象

令和2年4月28日以降に出生した子を養育するもので、市内に住所を有し、引き続き市内に住む予定の者

問い合わせ先：子育て支援課：電話 0495-25-1143

4. 保育所等副食費軽減事業（事業費：約 810 万円）

※5月22日専決処分

事業の概要

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、登園自粛期間において登園を自粛した日数において、副食費を日割りで軽減（返金）する。

対象期間：4月8日から5月31日まで（自粛期間延長の場合は当該期間を含む）

軽減方法：副食費の軽減相当額を市が施設に支払い、施設から保護者へ返金又は相殺する。**個別の申請等は不要。**

対象施設：公立2カ所、私立22カ所、市外21カ所 合計45カ所

対象

対象園児：約 1,500 名

問い合わせ先：保育課：電話 0495-25-1128

New

5. 子育て世帯食事応援チケット配布事業（事業費：約 2,190 万円）

※5月22日専決処分

事業の概要

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、外出自粛や学校の休業等による自粛疲れとなっている小中学生の子供がいる世帯を支援するため、テイクアウト等で利用できる食事チケットを配布する。

発行枚数：5,855 セット（1冊 3,000 円分、額面 500 円×6 枚綴り）

※チケット発行額：17,565,000 円

発送方法：7月中旬から小・中学生のいる世帯へ郵送

※子ども1人につき 3,000 円分。**個別の申請等は不要。**

有効期間：令和2年9月30日（水）まで

参加店舗：本庄商工会議所・児玉商工会加盟店舗

対象

6月30日現在本庄市に住民登録がある小・中学生の子どもがいる世帯

※平成17年4月2日生～平成26年4月1日生（5/22現在 5,844人）

問い合わせ先：子育て支援課：電話 0495-25-1143

◇市民への個別支援

New

自転車等駐車場使用料還付事業（事業費：約 330 万円）

事業の概要

※6月5日 6月議会上程予定

緊急事態宣言に伴う外出自粛要請により、休校や出勤停止となり自転車等駐車場を使用できなくなった利用者に使用料を還付する。

申請方法：本庄市自転車等駐車場定期使用料還付申請書による申請

申請期間：令和2年6月中旬から令和2年9月30日まで

対象

約 1,200 名（定期利用者の 85%）

※令和2年4月及び5月の定期利用者（延べ 1,400 名）のうち、緊急事態宣言期間中に自転車等駐車場を使用できなかった方。

問い合わせ先：都市計画課：電話 0495-25-1138

重点施策

2

事業者支援策（3本の矢による支援策等）

◇直接的支援：第1の矢

緊急経済対策融資利子及び信用保証料補給金

（事業費：約 4 億 2,740 万円）※4月15日専決処分

※うち令和2年度は、1億7,700万円

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業者等の経営の安定化を図るために、埼玉県中小企業制度融資を利用し、金融機関などから運転資金などの融資を受けた方の利子全額を3年間及び信用保証料を補給する。（令和2年度～令和6年度）

制度融資利用者（見込含む）：68件（5月7日現在）

申込受付：6月1日より令和3年3月31日まで（第1次申請：6月30日まで）

対象

対象者	本市に事業所を有する事業者であること。
利子補給対象期間	償還の開始月（据置期間を含む。）から3年間
利子補給補助率	100%（ただし、補給の対象は借入額のうち5,000万円まで。）
信用保証料補助率	100%（ただし、補給の対象は借入額のうち2,000万円まで。）

◇直接的支援：第2の矢

小規模事業者等応援臨時給付金（事業費：約3億390万円）

※5月22日専決処分

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が急激に減少（売上高が前年同月に比べて5%以上減少）している市内小規模事業者（個人事業主及びNPO法人を含む。）を支援するため臨時給付金を交付する。

なお、創業後1年以内の事業者については、最近1か月の売上高が最近1か月を含む3か月の平均売上高と比較して、5%以上減少したことが条件。

補助金額：1事業者につき一律10万円

申請受付：6月1日より令和2年9月30日まで

対象

交付対象：従業員数が20人以下で市内に本店又は主たる事業所を有する小規模事業者・個人事業主・NPO法人

◇直接的支援：第3の矢

店舗改修費補助金（事業費：約3,000万円）

※6月5日 6月議会上程予定

市内における商業等の活性化を図るため、店舗の魅力や環境の向上を目的として事業者が行う店舗の改修工事（新型コロナウイルス感染症対策を含む）の費用の一部について、予算の範囲内において補助金を交付する。

補助金額：店舗の改修費（20万円以上）の2分の1（新型コロナウイルス感染予防対策は3分の2）

限度額：100万円

申請受付：7月1日より令和3年3月31日まで

対象

本市に来店型の店舗を有し（賃貸含む）、小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業等を1年以上継続して営業している者。

問い合わせ先

（3本の矢による支援策）商工観光課：電話 0495-25-1174・1175

◇間接的支援

ワンストップ相談会開催支援事業（事業費：約 170 万円）

※5月22日専決処分

事業の概要

本庄商工会議所及び児玉商工会と連携し、雇用調整助成金などの複雑な手続きや国・県・市の補助事業に関して、土業の方に相談することができるワンストップ相談会を実施する。

対象

本市に事業所を有する事業者等

問い合わせ先：商工観光課：電話 0495-25-1174・1175

◇今後の支援

New

花きの活用拡大支援事業（事業費：約 300 万円）

※6月5日 6月議会上程予定

事業の概要

『本庄市花いっぱい「絆」創出事業（仮）』として、新型コロナウイルスの影響で需要が減退している花きについて、市内の企業や家庭等に花きを配布することで需要を喚起し、花き生産者を支援する。また、本事業の実施により花きの活用拡大と利用の定着を図る。

配布対象：団体（企業、医療機関、飲食店等）並びに個人

募集方法：広報・市ホームページ・ポスターやチラシ

実施時期：9月以降

問い合わせ先：農政課：電話 0495-25-1177

◇公立小中学校等に関する施策

1. 小中学校等施設安全・安心確保事業（事業費：約 860 万円）

事業の概要

※5月22日専決処分

公立小中学校の児童生徒及び教師、図書館利用者等の感染症防止対策や健康状態を把握することで、施設利用者の安全・安心を確保し、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る。

購入物品：非接触型体温計、マスクやゴム手袋、フェイスガード、書籍消毒機器や
消毒剤

対象

市内公立小中学校等、教育委員会関係施設

2. 小中学校夏季授業等対応事業（事業費：約 1,710 万円）

事業の概要

※5月22日専決処分

公立小中学校の夏季休業短縮に伴う授業実施が想定されるため、通学・授業実施時等の暑さ対策として、児童生徒の熱中症予防の物品を準備する。

購入物品：冷感タオル、ヘッドクール、換気用サーキュレーター、業務用扇風機

対象

市内公立小中学校児童生徒及び学校

児童生徒数：小学生 3,755 人、中学生 1,836 人（合計：5,591 人：5月1日現在）

3. 学力向上推進事業（事業費：約 740 万円）

事業の概要

※6月5日 6月議会上程予定

新型コロナウイルス感染症拡大防止による休業措置、緊急事態宣言等が解除されても分散登校が予想される中、自宅でのオンライン学習の促進等のためにICT支援員を増員する。

ICT = Information and Communication Technology（情報通信技術）

対象

市内公立小中学校

4. 教育活動支援事業（事業費：約 680 万円）

事業の概要 ※6月5日 6月議会上程予定

修学旅行などの中止にともなう保護者の負担を回避するため、旅行キャンセル料の補填を行う。

対象児童生徒数：1,553人（5月1日現在）

対象

市内公立小中学校に通う児童生徒の保護者

問い合わせ先：学校教育課 電話：0495-25-1183

重点施策

4

その他、感染症拡大防止物品の購入等

1. 医療提供体制等構築事業（事業費：約 30 万円）

事業の概要 ※5月22日専決処分

新型コロナウイルス感染防止のため医療物品を購入・提供する。

購入物品：プラスチックガウン

対象

提供先：本庄市児玉郡医師会

2. 公共的空間安全・安心確保事業（事業費：約 3,990 万円）

事業の概要 ※5月22日専決処分

不特定多数の施設利用者の感染症防止対策や健康状態を把握することで、施設利用者の安全・安心を確保し、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る。

購入物品：マスク、ゴム手袋、フェイスシールド、透明マスク、消毒液、非接触型体温計、サーモグラフィ、飛沫防止用パーティション等

対象

市内公共施設等での使用及び備蓄



3. 新型コロナウイルス感染症拡大防止避難所対策事業

(事業費：約 420 万円) ※5 月 22 日専決処分

事業の概要

災害時の避難場所における新型コロナウイルス感染症対策として、衛生管理に必要な物品を購入する。

購入物品：マスク、消毒液、手袋、非接触型体温計、ペーパータオル、ハンドソープ等

対象

市内避難所（22 か所）